

令和3年度第4回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和3年7月5日(月) 午前9時30分から
岡崎市役所 分館3F 大会議室

2 会議に付した議案

議案

- 議案第28号 特定農地貸付の承認申請書(変更)について
- 議案第29号 農地の転用の許可の申請について
- 議案第30号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について
- 議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第32号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 議案第33号 農用地利用集積計画について
- 議案第34号 農用地利用配分計画案について
- 議案第35号 農用地利用計画変更について

報告

- 報告第15号 現況証明願について
- 報告第16号 農地の改良のための届出の受理について
- 報告第17号 農地の転用のための届出の受理について
- 報告第18号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

- 1番 石川 修次、4番 酒井 功二、6番 神谷 六雄、9番 近藤 健次
- 10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一
- 16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、19番 鈴木 泰孝
- (農地利用最適化推進委員)
- 27番 柴田 享、32番 加藤 春雄

4 欠席委員

(農業委員)

- 2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、5番 柴田 若江、7番 酒井 誠一
- 8番 鈴木 要、14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、18番 近藤 靖一
- (農地利用最適化推進委員)
- 20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司
- 24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、28番 高木 政昭
- 29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 真人、33番 新實 文夫
- 34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明
- 38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ、

主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平、
主事 栗生 大樹
農務課 主査 豊田 明都 主査 伊藤 輝

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は2番の河内 小枝子委員始め25名、出席は農業委員11名、推進委員2名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは11番の保田 眞吉委員と12番の大竹 博久委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第28号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（特定農地貸付の承認申請書（変更）について、議案書に沿って1件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

神谷 委員：1番 調査日令和3年6月24日。この申請は、申請人自身が所有し市民農園として利用している畑の一部に分家住宅を建設するにあたり、市民農園の減少分を自身が所有する隣の畑に移転して今までどおり市民農園を継続したいというものです。申請内容及び現地での調査及び聞き取り等を行いました。周辺農地の農業上の利用には問題は無いことを確認しています。またその他問題となる点はありませんでした。よって調査員総合意見としては承認といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、承認するものとします。次に議案第29号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

成田 委員：8番 調査日令和3年6月29日。申請地は宅地として利用されており、樹木を植え物干し場として利用したいとのことです。なお平成18年より転用の申請をしていないまま庭として利用していたとのことで、始末書が添付されています。隣接地の方にも確認し問題無いとのことで、被害防除等は問題無く用排水関係も適でありますので、調査員総合意見として許可といたします。

柴田（享） 委員：9番 調査年月日は令和3年6月28日。本議案は、長年にわたり放棄されていた農地を改良し、観光農園を開設したいものになります。申請地は隣接する道路から高低差があり、嵩上げて畑として利用したいということです。申請地の現況は荒廃地で、転用の必要性、妥当性、確実性は適。地域農業への影響、用排水及び被害防除等は問題無し。よって、調査員総合意見は可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井 委員：番号9番ですが、大変大きな面積を畑にするものですが、申請者の法人は岡崎市内の法人でしょうか。また利用目的は観光農園とのことですが、具体的な内容を教えてください。

事務局：申請者は岡崎市内の法人で22.6haの農地を耕作しており、農地所有適格法人として平成30年から登録がされています。申請地の面積は8,600㎡ですが、観光農園では野菜を栽培し、市民の方に収穫体験を楽しんでもらいたいとのことです。

酒井 委員：収穫体験は有料のものでしょうか。

事務局：収穫体験は有料のものになります。

会長：その他御質問がありましたらお願いします。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。ただし申請番号9番については転用面積が3,000㎡を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見

を聴いた後許可するものいたします。次に議案第 30 号を議題いたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 15 件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

石川 委員：27 番 調査年月日は令和 3 年 7 月 3 日。本議案は、農地として取得した土地であります。譲受人の母親が病気になり、また現在の住居も手狭であることから、申請地に住宅を建て母親を診ながら農業を続けていきたいとのことです。転用の必要性、妥当性、確実性は適。申請地の現況は埋立てをした不耕作地の状態です。隣接地は宅地で地域農業への影響ありません。被害防除は適。用排水は U 字溝を通じて青木川に排水するため問題ありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

神谷 委員：28 番 調査年月日は令和 3 年 6 月 25 日。本議案は、譲受人が結婚に伴い家財道具が増え親と同居している住居が手狭になることから、分家住宅を建築するとともに、治療院を開業するため住宅の一部を整体療養室として利用するものになります。申請地の状況は先ほど議案にありました市民農園の畑となっております。転用の必要性、妥当性、用排水及び被害防除等問題ありません。その他問題となる点はありませんでした。よって、調査員総合意見は可といたします。

近藤（健） 委員：29 番 調査年月日は令和 3 年 6 月 29 日。本議案は、借家に家族 4 人で暮らしている譲受人に昨年 2 人目の子供が生まれ手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいものになります。申請地は父親の土地で現在は畑になっていますが、隣は住宅で農業への影響は無いと思います。用排水は道路側溝へ排水するため問題は無いと思います。よって、調査員総合意見は可といたします。

30 番 調査年月日は令和 3 年 6 月 29 日。本議案は、現在借家で暮らしている譲受人に昨年 9 月に子供が生まれ手狭になったため、祖父の土地に分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は畑になっていますが、申請内容及び現地調査により、転用による地域農業への影響、被害防除等に問題が無いことは近隣の耕作者に聞き取り確認しています。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

31 番 調査年月日は令和 3 年 6 月 29 日。本議案は先ほど説明しました議案第 29 号 8 番の隣の住宅で、自動車が増えたため平成 18 年に敷地内に許可申請をしないままカーポートを設置し、余った場所を家庭菜園として利用していたものを、家庭菜園の場所に物干し場として利用するためカーポートと一緒に是正するものになります。地域農業への影響は隣地の方の同意も得ており問題ありません。用排水関係及び被害防除等は適です。よって、調査員総合意見は可といたします。

32 番 調査年月日は令和 3 年 6 月 25 日。本議案は、介護事業を営む譲受人が障がい者の自立支援のためのグループホームを建築したいものになります。譲渡人及び譲受人と現場立ち合いをしながら確認をし、双方了承のうえですので何ら問題無いと思います。転用の必要性は適です。申請地の状況は畑で、隣は宅地で問題無いと思います。その他地域農業への影響は無し、被害防除関係及び用排水関係は適。よって、調査員総合意見は可といたします。

片岡 委員：33 番 調査年月日は令和 3 年 6 月 27 日。本議案は、譲受人が子供の成長に伴い借家が手狭になったため、父の所有する土地に分家住宅を建築したいものになります。譲渡人及び譲受人夫婦と現地で聞き取りを行いました。本家の南側に現在物置が建っている場所に分家住宅を建築し、申請地には一体で利用する駐車場を設置するものです。申請地は管理はしているが特に耕作はしていない状況で、里道と隣の畑の石垣に囲まれた窪地で使い勝手の悪い場所ですが、申請地を利用して住宅を建築して生活したいという申し出になります。近隣の農地への影響等につきましては何ら問題無いことを確認しました。よって、調査員総合意見は可といたします。

神谷 委員：番号 34 番 調査員の川澄委員が本日欠席されているため、6 番の神谷が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 3 年 6 月 27 日となっております。この申請は、譲受人が子供の成長にともない手狭になったために分家住宅を建築するものです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。その他問題となる点は無いとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

柴田（享） 委員：35 番 調査年月日は令和 3 年 6 月 28 日。本議案は、土木業を営む譲受人が事業拡大のため駐車場及び資材置場を設置するため、近隣の土地を取得したいものになります。申請地は庭石が置かれている所と管理はされているが耕作していない畑という状況です。地域農業への影響はありません。被害防除等及び用排水関係は適です。よって、調査員総合意見は可といたします。

加藤（春） 委員：36 番 調査年月日は令和 3 年 6 月 27 日。本議案は、残土処分先を探していた譲受人が、事業現場からのアクセスも良く土砂搬入が可能な土地であり、土地所有者との利害が一致したため、一時転用で残土処分をしたいものになります。申請地の状況は湧き水が出る土地で軟弱なために農作業が困難ということもあり、転用の必要性、妥当性、確実性は適と思います。昨年まで稲作を行っていましたが、機械が嵌ってしまうなど農作業が難しいということで、今年は管理のみで作付けは行っていません。申請地の一部に昭和 50 年頃に建てられた茶室や物置、池などがありますが、譲渡人である地主に確認しこれらの建屋は撤去するとのことです。地域農業への影響は無いと思います。被害防除及び用排水問題は適。隣地については、前回の転用で土盛りがされている所が一部高くなっていて、本当の高さが分からないという意見が一部ありましたが、このまま耕作放

棄地になってしまってもいけないということで了解はいただいています。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

大竹 委員：番号 37 番 調査員の早川委員が本日欠席されているため、12 番の大竹が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 3 年 6 月 26 日となっております。この申請は、2 世帯住宅で暮らしている譲受人が手狭であるため申請地に分家住宅を建築するものです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

38 番 調査員の早川委員が本日欠席されているため、12 番の大竹が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 3 年 6 月 26 日となっております。この申請は、現在祖父所有の住居に両親と 2 世帯住宅で暮らしている譲受人が、建物が手狭であるため申請地に分家住宅を建築するものです。申請地の状況は不耕作地となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

鈴木 (泰) 委員：申請番号 39 番 調査員の三浦委員が本日欠席されているため、19 番の鈴木が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 3 年 6 月 28 日となっております。この申請は、譲受人が子供の成長にともない手狭になったために分家住宅を建築するものです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

片岡 委員：申請番号 40 番 調査員の舩委員が本日欠席されているため、17 番の片岡が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 3 年 6 月 30 日となっております。この申請は、譲受人が体験宿泊型モデルハウスとキャンプ場を建設することになったが、キャンプ場用駐車場が確保できないため申請地をキャンプ場用駐車場として転用するものです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 41 番 調査員の山内委員が本日欠席されているため、17 番の片岡が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 3 年 6 月 25 日となっております。この申請は、譲受人が自社受注をした残土処分先を探していたところ、農地改良を要望している土地所有者と利害が一致したため、申請地を一時転用し、残土処分を行うものです。申請地の状況は田となっておりますが、申

請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのこと。その他問題となる点はないとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井 委員：番号 36 番ですが、譲受人の業者からこうした申請がよく出てきますが、この法人は土建業なのか、岡崎市内の法人なのでしょう。また 5,000 m²を残土処分の埋め立てで一時転用されるわけですが、その後は地主の方が耕作される予定はあるのでしょうか。

事務局：質問のありました業者は岡崎市内に本店を置く法人で、土地の造成業を主な事業としています。申請地の残土処分後の利用ですが、営農計画書が添付されており、一部は稲作を行い一部は畑として利用する計画となっています。

酒井 委員：この業者は埋立てを専門としているとのことですが、今まで問題になったことはありますか。

事務局：問題として挙げた事は多々ありますが、指導によって是正がされております。

酒井 委員：しっかりと管理をしていただいて問題が起こらないようにお願いしたいと思います。

会長：他に御質問はございませんか。

加藤（健） 委員：酒井委員から御質問がありました同じ 36 番についてですが、この業者による埋立てがこの申請地付近で前回は行われた記憶がありますが、その時の盛土の高さがもの凄く高かったなという印象がありまして、今回はどの程度の高さになりますか。

事務局：前回は令和 2 年 2 月 6 日付で許可を出した一体利用地となっている所で、現状まだ完了していない段階で高く残土が積みあがっている状態になっています。こちらを東から西にかけて段差をつける形で一番高い所で 3 メートル、ここが最高の高さとなり、現在残土が積まれている所はこれから均されて最大で 3 メートル、2 メートル、1.5 メートルで段差が付いていくという形になると聞いています。

加藤（健） 委員：今回はどの程度の高さになりますか。

事務局：今回も一体利用地と同じ高さになるように、今積んである所と同じ 3 メートル位になります。

会長：その他御質問がありましたらお願いします。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。ただし申請番号 36 番及び 41 番については転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聴いた後許可するものといたします。次に議案第 31 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

加藤（春） 委員：申請番号 9 番 調査年月日は 6 月 30 日。この申請は農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、相続人が自作を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りをしたところ、申請地について、相続人は認定農業者で耕作を行っていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可とします。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第 32 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

加藤（健） 委員：申請番号 6 番 調査年月日令和 3 年 6 月 24 日。申出人が病気によ

り農業に従事する事が出来ない状況になったことによる申請です。本人に聞き取りをしたところ、経営主として年間 200 日程度農作業を行ってきたことを確認できました。よって農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見として可としたいと思います。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第 33 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものといたします。次に議案第 34 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第 35 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用計画変更について、議案書に沿って説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

近藤（健） 委員：整理番号 1 番 調査年月日令和 3 年 6 月 30 日。父親の土地に息子さんが分家住宅を建築したいという申請です。隣地の人に聞き取りを行い隣地の同意書が添付され皆さん同意されていますので、農業への被害は無いと思いますので、調査員総合意見として了承いたします。

近藤（健） 委員：整理番号 2 番 調査年月日令和 3 年 6 月 30 日。現在矢作地区でパイプラインの圃場整備を行っていきまして、白地の土地を青地に変えて圃場整備の対象地域にしたいという申請です。この方はもう 1 筆申請がありましてこちらは青地を白地に変えておりますが、白地より青地の面積が増えるということで住民の方にお聞きしてそれで良いではないかという話をお聞きしていますので、調査員総合意見として了承いたします。

保田 委員：整理番号 3 番 調査年月日令和 3 年 6 月 28 日。本申請は産業立地誘導地区で工場を操業している申請者が、従業員駐車場の一部を関連会社の駐車場を借用していましたが、今年度 12 月で賃貸契約が終了し返却を要請されており駐車場として利用するため申請するものです。申請地は工場の隣接地で地権者の同意が得られたために農振除外の申請を行うものです。調査事項に従い調査をしましたが、特に問題となる点はございません。よって、調査員総合意見として了承いたします。

大竹 委員：整理番号 4 番 調査年月日令和 3 年 7 月 3 日。本申請は分家住宅を建設するために畑 550 m²のうち 180 m²農用地区域を除外するものです。付近の状況は集落地域で、周辺農用地との一体利用、用排水への影響も無いことを確認しています。今後基盤整備事業実施の予定は無く、地域の確認も取れています。よって、調査員総合意見として了承いたします。

大竹 委員：整理番号 5 番 調査年月日令和 3 年 7 月 3 日。本申請は自己用住宅を建設するもので畑 585 m²のうち 398 m²農用地区域を除外するものです。付近の状況は集落地域で、周辺農用地との一体利用、用排水への影響も無いことを確認しています。今後基盤整備事業実施の予定は無く、留意事項も特にありません。よって、調査員総合意見として了承いたします。

羽根田 委員：整理番号 6 番、7 番はほぼ同じ件ですので一緒に説明させていただきます。農用地利用計画の変更をするものですが、2 件は隣り合わせの場所で転用す

る法人は2社とも向い側の土地にあります。市街化区域との境目で町総代、生産組合長、隣地の方全ての下承を得ておりますので、調査員総合意見として下承といたします。

鈴木（泰） 委員：整理番号8番 調査年月日令和3年6月29日。本申請は携帯電話の不感地域対策による携帯電話基地局を設置するものです。付近の状況は山間地域で、地域農業への影響等については聞き取りにより問題の無いことは確認をしています。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見として下承といたします。

柴田（亨） 委員：整理番号9番 調査年月日令和3年6月25日。こちらも携帯電話基地局設置の調査です。近隣の状況は集落地域で周辺農用地の一体利用への影響は無し。用排水への影響は無し。留意事項無し。調査員総合意見として下承といたします。

加藤（春） 委員：整理番号10番 調査年月日令和3年6月29日。本申請はアパートに住んでいる孫娘が祖母の土地に分家住宅を建築したいというものです。付近の状況は集落地域で、周辺農用地の一体利用への影響は無し。用排水への影響もありません。よって、調査員総合意見として下承といたします。

大竹 委員：整理番号11番 調査委員の新實委員が欠席されていますので、12番の大竹が調査内容を発表させていただきます。調査年月日令和3年6月27日。本申請は製造業を営む会社の駐車場用地の確保のために、農用地区域を除外するものです。付近の状況は集落地域で、周辺農用地の一体利用への影響は無し。用排水への影響は無し。今後の基盤整備事業の予定も無し。よって、調査員総合意見として下承といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

酒井 委員：議案第35号全体についてですが。農業振興地域整備計画の農用地から除外をするという内容で、農用地へ編入をする件も一部ありますが全体としては青地の面積が減ってしまう形になります。35号全体の中で問題になって調整をしたうえで議案に上がってきた案件があれば教えてください。

事務局：今回の除外案件では特段大きな問題やトラブルがあった案件はございません。

酒井 委員：計画変更ということが度々起きてくると思うのですが、中には問題のある件があるかと思いますが、事務局としてやれることはやる、駄目なものは駄目ということで事務整理をして頂きたいとお願いしたいと思います。

会長：他に御質問はございませんか。

加藤（健） 委員：整理番号 11 番ですが、申請地が排水路のような土地を間に挟んで分かれているように見えますが、間に排水路は通っていませんか。全て駐車場になるということですか。

事務局：排水路ではなく現況は畑になっています。

会長：その他御質問がありましたらお願いします。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、農用地利用計画を変更するものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：（以下について、議案書に沿って説明を行った。）

現況証明願について	1 件
農地の改良のための届出の受理について	3 件
農地の転用のための届出の受理について	5 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	33 件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

（なし）

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 34 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（11 番）

岡崎市農業委員会委員（12 番）